

○備前市公共交通会議設置要綱

平成18年9月29日

告示第56号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、備前市公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 市営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通網形成計画の策定、変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通網形成計画の実施に係る協議に関する事項
- (5) 地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省中国運輸局岡山運輸支局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、岡山県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、委員の中から互選するものとし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時、場所等を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第6条 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 やむを得ない理由により交通会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その協議結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(幹事会)

第9条 交通会議は、会議に付すべき事項の調査、検討その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、交通会議に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の構成員は、委員の中から会長が選任する。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し意見を聴くことができる。
- 4 幹事会は、会議に付すべき事項及び交通会議の円滑な運営のための方法(関係者の合意に関する部分を除く。)の審査を行い、幹事会において審査した事項に関して交通会議に報告する。また、運行回数、運行時刻その他軽微な変更(回数の減を伴うものは除く。)は、幹事会で審査したものをもって、交通会議の議決とみなし、書面をもって委員に報告するものとする。

(分科会)

第10条 交通会議は、協議事項に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、交通会議の委員の中から会長が指名する者によって構成する。
- 3 分科会に分科会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

- 4 分科会長は分科会の会務を総括する。
- 5 分科会長に事故その他の理由により支障があるときは、分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 分科会は、必要に応じ、利用者等関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 交通会議は、分科会の議決事項を、交通会議の議決とすることができる。

(事務局)

第11条 交通会議の事務局は、交通施策担当課に置く。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

(会議招集の特例)

- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の交通会議は、市長が招集する。

附 則(平成19年8月31日告示第39号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日告示第15号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月17日告示第9号)

この告示は、平成24年4月17日から施行する。

附 則(平成25年10月1日告示第33号)

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第8号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第15号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日告示第53号)

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第31号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第8号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月16日告示第4号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。